

(平成24年5月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 58 年 7 月及び同年 8 月

A 市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したので、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 45 年 11 月頃に払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間②は、納付可能な期間である。

また、申立人は、加入手続が行われたと推認される昭和 45 年度から申立期間②の直前である 58 年 6 月までの国民年金保険料は全て納付済みとなっており、2 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付することができなかつた特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記 1 のとおり昭和 45 年 11 月頃に払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間①のうち 43 年 1 月から同年 9 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、同年 10 月から 45 年 3 月までの期間については、遡って保険料を納付することが可能な期間であるが、申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いとしており、申立期間①の保険料を納付した可能性がある申立人の妻は、

当時の保険料納付に係る記憶が明確でなく、保険料納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、納付時期は定かでないが、A市役所で自分が納付したので、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和55年12月頃にB市において払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は国民年金保険料を納付することが可能な期間であったと考えられる上、A市の国民年金被保険者名簿により、申立人が申立期間前の同年12月9日にB市からA市に住所変更したことが確認できる。

また、申立期間前後の期間は国民年金保険料が納付済みである上、申立期間を除いて保険料の未納期間は無く、国民年金と厚生年金保険の切替手続を適切に行っているなど年金に関する意識が高いと考えられる申立人が、12か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年8月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から60年3月まで

国民年金保険料は、自分名義の預金通帳から口座振替により、昭和58年2月から60年3月まで納付しており、その記録が同通帳に残っている。ところが年金記録を見ると、58年2月から59年7月までは厚生年金保険料と重複して納付したことになるので記録を確認してほしい。

また、昭和59年8月に株式会社Aを退職後、時期は定かではないが、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を遡って銀行の窓口で納付した記憶もあるが、同年8月から60年3月までの保険料が未納となっているのはおかしいので記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち昭和59年8月から60年3月までの期間について、申立人は、当初、自分の預金通帳から口座振替により保険料を納付していたと主張していたところ、当時の状況について国民年金の加入手続に行った際に市役所の窓口担当者から「少しぐらいの期間の保険料は納付しないで飛ばしても構わない。」と言われたが、保険料は銀行で遡って納付したと申述している。これについて申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、54年3月頃に払い出されたと推認され、また、オンライン記録では58年2月9日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより、国民年金の被保険者資格を喪失した後、59年8月に国民年金の被保険者資格を再取得しているところ、申立人に係る国民年金被保険者名簿におい

て、同年同月 26 日に被保険者資格を取得した再加入手続の届出が 60 年 8 月 20 日とされていることから、届出時点では、当該期間は過年度納付により国民年金保険料を納付することができる期間である。

また、申立期間の前後を含め国民年金保険料の未納は無く、その後も前納や口座振替で保険料を納付するなど、保険料の納付意識は高い上、8 か月と短期間である当該期間の保険料を納付することができなかつた特段の事情は見当たらない。

- 2 一方、申立期間のうち昭和 58 年 2 月から 59 年 7 月までの期間について、前述のとおり口座振替により国民年金保険料を納付したと主張し、一人分の国民年金保険料が口座振替されている申立人名義の預金通帳を提出しているが、当該期間は、オンライン記録により株式会社 A において厚生年金保険の被保険者期間であることが確認できる上、同社において 58 年 2 月 9 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことに伴い、既に納付していた同年 2 月分の国民年金保険料を同年 5 月 2 日に還付請求を行い、保険料の還付を受けていることが国民年金被保険者名簿に記載されていることから、同還付請求の時点で国民年金の被保険者資格を喪失しており、それ以降の期間について B 市役所が国民年金保険料納付書を発行するとは考え難い。

また、申立人は、株式会社 C（申立期間以前の国民年金被保険者期間の直前に勤務）を退職後の昭和 54 年 2 月 26 日に国民年金の被保険者資格を取得していることにより、同年 2 月から国民年金被保険者となっているが、国民年金の未加入期間である同年 1 月を含む同年 1 月から同年 3 月までの 3 か月分の国民年金保険料が口座振替されているとともに、前述の還付請求については、58 年 2 月 24 日に同年 1 月から同年 3 月までの 3 か月分が口座振替されているにもかかわらず、同年 2 月分のみが還付されるのは不自然である上、オンライン記録により、申立人の 60 年度の保険料の納付は、同年 4 月から同年 9 月までの 6 か月分の国民年金保険料を同年 9 月 19 日に納付した記録となっているところ、上記の申立人名義の預金通帳では、60 年度について同年 4 月から同年 6 月までの 3 か月分の国民年金保険料が同年 6 月 28 日に口座振替されていることが確認できることから、当該預金通帳の口座振替記録は申立人の国民年金保険料でないと推認される。

さらに、D 銀行 E 支店（現在は、F 銀行 G 支店）が提出した申立人の母の国民年金保険料口座振替依頼書（昭和 53 年 6 月 21 日付け申請）には、指定預金口座として口座名義人を申立人とし、申立人が提出した預金通帳の口座番号が記載されていることが確認できるとともに、当該預金通帳には、その母が 60 歳に達した 61 年*月*日に保険料を口座振替した記録を最後に以後の記録が無くなっていること、及びその母に係る

オンライン記録に未納が無いことを踏まえると、申立期間において口座振替により納付されていた国民年金保険料は、その母の保険料であると推認できる。

加えて、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 8 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月31日から同年2月1日まで

昭和43年1月31日までA株式会社（現在は、C株式会社）B支店に勤務し、同年2月1日から同社D支店に転勤になった。しかし、年金記録では、同社B支店での厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年1月31日となっていることから、1か月間の記録が無いことになっている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B支店及び同社D支店に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人は昭和43年1月31日に同社B支店で厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年2月1日に同社D支店において当該資格を取得していることが確認でき、申立期間の厚生年金保険の記録が無いことが確認できる。

しかしながら、C株式会社は「申立人は、申立期間、その前後の期間ともに継続的に勤務しており、申立期間の厚生年金保険料も控除していたはずだが、保険料の納付及び届出については不明である。」と回答している上、同社が提出した人事記録によれば、申立人は昭和42年10月23日にA株式会社に入社し、62年5月31日に退職したことが確認できる。

なお、異動日については、申立期間当時の申立人の上司及び当時の経理責任者が「申立人は休職や退職することなく、継続的に勤務していた。昭和43年1月31日までA株式会社B支店に勤務し、同年2月1日から同社

D支店への配属となった。」と供述している上、複数の同僚が「申立期間当時、同社での転勤は、1日付けが多かった。」と供述していることから、申立人は同年1月31日まで同社B支店で勤務し、同年2月1日付けで同社D支店に転勤したものと推認される。

以上のことを踏まえると、申立人のA株式会社B支店に係る資格喪失日を昭和43年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額については、同社に係る事業所別被保険者名簿の42年12月の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年1月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成24年1月11日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、当該あっせん後に新たな事実が判明したことから、当該あっせんによらず、申立期間①については、申立人のA株式会社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は8年7月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要であり、申立期間②については、申立人の株式会社Bにおける資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①及び②の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

また、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成8年6月30日から同年7月1日まで
② 平成8年7月1日から同年9月11日まで

申立期間①及び②に、A株式会社及び株式会社Bに勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。その間、給与から保険料が控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が提出している給料支払明細書等により、申立人は、平成8年6月30日までA株式会社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと及び事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められることから、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、24年1月11日付けで、総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後の同一事業所に係る別の申立てにおける調査において、A株式会社は、平成8年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が行われていることがオンライン記

録により判明した。

また、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の中には、平成8年7月1日に資格喪失した旨の記録を同年6月30日に遡って訂正されている者がおり、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成8年7月1日と認められる。

また、平成8年6月の標準報酬月額については、同年5月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間②当時、株式会社Bに勤務していたことは認められるものの、当該期間に厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる給料支払明細書等が見当たらないなどのことから、既に当委員会の決定に基づく平成24年1月11日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかしながら、同僚から新たに提出された給料支払明細書により、申立期間②当時、同僚の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる上、給与支払に関与していた役員は、「申立期間②当時、従業員は、申立人を含め、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と供述していることから、当該期間について、申立人の給与から厚生年金保険料が事業主により控除されていたものと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、株式会社Bにおける被保険者資格取得時の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが上記複数の同僚の給料支払明細書等により確認できることから、26万円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によると、株式会社Bは、平成8年9月11日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②において適用事業所となっていないが、商業登記簿謄本によれば、同社は同年6月*日に会社設立の登記がされていることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月1日から同年10月1日まで
オンライン記録において、申立期間の標準報酬月額は18万円であるが、私が保管する当時の給与支払明細書では標準報酬月額20万円に相当する厚生年金保険料が控除されているので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険料の控除月については、申立人が所持する給与支払明細書において、平成4年1月の保険料率改定、同年10月の定時決定及び5年1月の保険料率改定に対し、いずれも翌月分給与から保険料控除額が変更されていることにより翌月控除であると認められるところ、申立人が所持する同年9月分給与支払明細書において、オンライン記録上の標準報酬月額（18万円）より高い給与額（19万8,198円）を支給され、同年10月分給与支払明細書において、オンライン記録上の標準報酬月額より高い標準報酬月額（20万円）に見合う保険料額を控除されていることが確認できる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社は既に解散しており照会することができないが、同社が加入していたB組合における申立人の申立期間当時の標準報酬月額がオンライン記録と一致していることなどから、健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主は、給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額の記録を14万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月21日から同年11月1日まで
② 平成3年11月1日から同年11月10日まで

申立期間①は、厚生労働省の記録では、株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格取得日が平成3年11月1日となっているが、直前まで勤務していた職場と間を空けることなく株式会社Aへ就職した。転職の際に、社会保険の有無を重視して決めた会社である。また、秋頃から遅延していた給与が倒産後6回にわたり入金されてきた。これは同年11月以前から勤務していた証拠であると思うので被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②は、標準報酬月額が8万円となっている。誤りであると思われるので当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年11月は14万2,000円と記録されていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年同月11日より後の4年3月4日付けで遡及して、標準報酬月額が8万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったことは認められないことから、申立人の平成3年11月に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、14万2,000円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①について、申立人は「株式会社Aが倒産した後に当該期間に支払われなかった給与の一部が振り込まれた。」としている。

しかし、「倒産後に振り込まれた給与の一部」について、当該期間当時の事業主等からは回答を得ることはできず、複数の同僚は「残余財産の分配金であって社会保険料等は控除されていなかった。」と供述している。

また、雇用保険被保険者記録によると、申立人の当該事業所に係る資格取得日は、平成3年11月1日となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は当該期間に係る給与明細書を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を55万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成21年12月15日

A株式会社から申立期間に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立期間に係る源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から55万円の賞与の支払を受け、同賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 12 月 15 日

A株式会社から申立期間に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立期間に係る源泉徴収簿から、申立人は、申立期間に同社から36万円の賞与の支払を受け、同賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、43万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 12 月 15 日

A株式会社から申立期間に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立期間に係る源泉徴収簿から、申立人は、申立期間に同社から43万円の賞与の支払を受け、同賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成21年12月15日

A株式会社から申立期間に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立期間に係る源泉徴収簿から、申立人は、申立期間に同社から47万円の賞与の支払を受け、同賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 12 月 15 日

A株式会社から申立期間に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立期間に係る源泉徴収簿から、申立人は、申立期間に同社から20万円の賞与の支払を受け、同賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 12 月 15 日

A株式会社から申立期間に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された申立期間に係る源泉徴収簿から、申立人は、申立期間に同社から8万円の賞与の支払を受け、同賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る船員保険被保険者の資格喪失日は、昭和21年4月1日であったと認められることから、申立期間②に係る資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から同年12月12日まで
② 昭和20年4月1日から21年4月1日まで

昭和19年10月にA株式会社(昭和20年12月にB株式会社から社名変更)に入社し、同社を48年5月に退職するまで継続して勤務し、船員保険に加入していたが、入社時から19年12月12日までの期間及び20年4月1日から21年4月1日までの期間の被保険者記録が無い。

両申立期間について調査の上、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、オンライン記録では、申立人がB株式会社において、昭和20年4月1日に船員保険の被保険者資格を喪失し、A株式会社において21年4月1日に被保険者資格を取得した記録となっており、20年4月1日から21年4月1日までの被保険者記録が無い。

しかしながら、A株式会社から提出された申立人の船員カードにおいて、入社日は昭和19年10月1日、退職日は48年5月15日と記録されているところ、20年4月1日から適用された船員保険法第18条において船員保険の被保険者資格取得日は「船舶所有者に使用せらるるに至りたる日」とされており、予備船員についても強制被保険者とされている

ことから、申立期間②において雇用関係が中断した事実は確認できない。

また、厚生労働省が保管するC船の生存者名簿において申立人が乗り組んだことが確認できるD船に係るE所F船（以下「G船」という。）の船員保険被保険者名簿を確認すると、申立人を含め22人全員についてそれぞれの被保険者資格取得日及び昭和20年4月1日付けの標準報酬月額の変更の記載はあるものの、被保険者資格喪失日については記載が無い上、G船に続いて申立人を含む同僚4人の記録が確認できるE所H船の船員保険被保険者名簿において確認できる219人全員についての被保険者資格取得日及び喪失日が記載されていない。

さらに、申立人の船員保険被保険者台帳においては、欄外にG船に係る被保険者資格取得日（昭和19年12月12日）及び標準報酬月額の変更日（以下「変更日」という。）が昭和20年4月1日と記載され、その後その変更の日付について、資格喪失欄に矢印が引かれている。この記載が21年4月以降に追記された可能性が高いと考えられるところ、G船に係る同僚22人のうち、19人の船員保険被保険者台帳ではG船の船員保険被保険者名簿に記載されたそれぞれの資格取得日が記載され、20年4月1日については、変更日とされており、いずれも同日を被保険者資格喪失日とする記録が認められないことから、申立人の船員保険被保険者台帳に係る追記や追記の変更について事業主が21年4月1日以降に社会保険事務所（当時）に届け出たとは考え難い。

加えて、厚生労働省に保管されているG船の生存者名簿では73人が確認できるところ、G船に係る船員保険被保険者名簿では22人しか確認できない上、E所で整備された複数の船員保険被保険者名簿に基づき作成されたと考えられる申立人の船員保険被保険者台帳の記録では、22年12月1日の変更の記録の後に、同年9月1日の被保険者資格の取得及び喪失が記録されているとともに、同年10月21日とされた被保険者資格取得日が矢印で変更の記録とされているなど、申立人に係る船員保険被保険者記録について、社会保険事務所の記録管理が適切でなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、オンライン記録における、申立人の被保険者資格喪失日であると記録されている昭和20年4月1日は、船員保険被保険者台帳においては、申立人に係る標準報酬月額が改定された日であることが認められ、申立人が同年4月1日に船員保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難く、申立人は21年4月1日まで被保険者資格を継続していたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第53条の規定に準じ、1万2,000円とすることが妥当である。

2 申立期間①については、前述の船員カードにおいて、申立人が昭和19年10月1日に入社したことが認められる。

しかしながら、当時適用されていた船員保険法第18条において船員保険の被保険者資格取得日は「船舶に乗組みたる日」とされているところ、前述のC船であるG船が、昭和19年10月にH船となり、同年12月にI船団に編成されたことが認められるとともに、G船に係る船員保険被保険者名簿で確認できる同僚22人の被保険者資格取得日が、2人については同年10月に、残る20人については同年12月となっていることを踏まえると、当該被保険者資格の取得日が当該船団の編成に伴うそれぞれの乗船日と推認され、申立人についても当該被保険者名簿で確認できる被保険者資格取得日である同年12月12日にG船に乗り組んだものと考えられる上、申立人が同日以前にG船に乗り組んだとする資料や供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6910（事案 3348、5438 及び 6653 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月1日から4年3月1日まで
② 平成6年1月27日から7年1月25日まで
③ 平成7年2月28日から同年3月1日まで

申立期間①について、株式会社Bの給与明細書等は保存していないが、当時の給与に変動が無かったはずなので、20万円となっている標準報酬月額記録を41万円に訂正するように再度申立てをする。

申立期間②について、株式会社Aに勤務していた当時使用していた手帳から、平成6年1月27日から勤務していたと分かったので、当該期間を厚生年金保険の被保険者であった期間と認めるように再度申立てをする。

申立期間③について、株式会社Aに平成7年2月末日まで勤務していたにもかかわらず、同年2月の厚生年金保険の記録が確認できないため、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、事業主及び同僚の供述から、申立人は株式会社Aに平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが推認できる。

また、株式会社Aの元役員から提出された平成7年2月の給与明細書から、申立期間③に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても給与から当該期間の厚生年金保険料が

控除されていたと認められる。

一方、オンライン記録によると、株式会社Aは、申立期間③において厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できるが、商業登記簿謄本によると、当該期間において同社は解散・閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成7年1月の標準報酬月額の記録から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは、オンライン記録によると、申立期間③において厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①における株式会社Bに係る申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成3年10月1日の随時改定により、41万円から20万円に減額して記録されているものの、当該改定記録に不自然な形跡は見当たらない上、当時の給与明細書など申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料が無いなどのことから、当委員会の決定に基づく23年5月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てにおいても、新たな関連資料及び供述を得ることができなかったことから、既に当委員会の決定に基づく平成24年1月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回申立人は、「株式会社Bで、社会保険事務を担当していた事業主の妻が、生前私に対して、『顧問弁護士（以下「C弁護士」という。）に、会社や社長の印鑑を預けてしまい、大変申し訳ないことをした。』と謝罪していたので、私の標準報酬月額の随時改定は、C弁護士によって不正な届出がされた結果である。」と主張し、申立期間①に係る標準報酬月額の記録の訂正を求めて再び申し立てている。

しかしながら、申立人が、C弁護士が顧問弁護士になった時期は、平成3年11月頃であったと申述しているところ、オンライン記録により、申立期間①に係る標準報酬月額の随時改定処理日は、同年10月25日と確認できることから、当該随時改定の届出にC弁護士が関与していたという主張は受け入れ難い。

また、事業主の妻が会社の印鑑等をC弁護士に預けた時期について、

申立人は「事業主が病気で倒れた時と言っていた。事業主は、手形が不渡りになった日（平成4年3月*日）には健在だったので、それ以後のことだと思う。」と申述していることから、当該随時改定（平成3年10月25日）の届出当時は、会社及び代表者印は事業主が所持していたと考えられる上、オンライン記録に不合理な処理の形跡が見当たらないことを踏まえると、申立人の標準報酬月額に係る随時改定の届出は事業主が行ったものと推認できる。

さらに、申立期間①当時、申立人が居住していたD市役所は、当時の住民税申告書及び源泉徴収票等の税務関係資料は保存されていないと回答している。

加えて、申立人が申立期間①にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等はない上、療養中の事業主からは回答が得られず、事業主の妻は既に亡くなっていることから、事業主による申立人の給与からの厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これまでに収集した資料等を再度検討したが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間②のうち、平成6年4月1日から7年1月25日までの期間については、申立人の雇用期間について確認できる関連資料が無いこと、株式会社Aの元代表取締役は「申立人は設立発起人の一人で非常勤相談役であった。当社が社会保険の適用事業所となった当時、申立人は他社で厚生年金保険に加入しているということで、加入しなかった。」と供述している上、上述の期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料等が無いなどのことから、当委員会の決定に基づく22年6月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立て及び再々申立てにおいても、申立人に係る厚生年金保険料の控除を確認できる新たな関連資料及び供述を得ることができず、既に当委員会の決定に基づく平成23年5月11日及び24年1月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回申立人は、過去3回の申立てに係る上記申立期間と一部の期間が重複している申立期間②について、株式会社Aの勤務期間を確認できる新たな資料として申立人自身が記載していた平成6年及び7年の手帳を

提出し、被保険者であったことを認めてほしいと再び申し立てている。

申立人が提出した平成6年の手帳から、「E氏（事業主）が朝迎えに来た、会議」と同年1月27日欄に記載された以後、取引先を毎日訪問していた記載及びE氏との給与の支給方法や雇用契約について話し合った記載が確認できることから、申立人が申立期間②において、株式会社Aに継続して勤務していたと推認できる。

しかしながら、当該手帳の平成7年1月13日欄に「F氏（元経理課長）より、保険、雇用契約等について社長と話し合う。」と記載がされていることについて、申立人は「社長に私を社会保険等に参加させるように、F氏から話すと報告された。」と申述しており、申立人は、同日までは厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

また、当該手帳の、被保険者資格取得日（平成7年1月25日）以降の平成7年1月31日欄に記載された保険料について、申立人は「G弁護士から、平成7年1月の給料から保険料が引かれていないので、保険料相当額をE氏に渡すように言われ、E氏に初めて現金を手渡した。」と申述していることから、同日以前の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、株式会社Aも既に解散していることから、給与台帳等の関連資料を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これまでに収集した資料等を再度検討したが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録については、平成4年12月から5年9月までを24万円に、同年10月から6年6月までを26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月1日から6年7月1日まで
年金事務所からの問い合わせにより、株式会社Aに勤務していた当時の標準報酬月額が、実際に支給されていた給料と違っていることが判明した。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年12月から5年9月までが24万円、同年10月から6年6月までが26万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年7月16日）の後の同年12月28日付けで、4年12月から5年9月までは24万円が20万円に、同年10月から6年6月までは26万円が20万円に遡って減額訂正されていることが確認できる上、同僚6人についても同様の遡及訂正処理が確認できる。

また、事業主は「厚生年金保険料の滞納については不明。遡及訂正は事業所の担当者が行ったことで、自分は知らなかった。」と回答しているものの、複数の同僚は「経営不振で資金繰りに苦労していた。倒産した。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年12月から5年9月までを24万円に、同年10月から6年6月までを26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から5年3月まで

申立期間について、私は大学生であったが、親の勧めもあり平成3年1月頃に、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した。私は学生であったが、アルバイトなどで収入があり、保険料は納められるうちに納めておきたいと思い、保険料が割引になることもあって、前納によりB銀行C支店で保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった平成3年*月頃に、申立人がA市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を一括で納付したとしている。

しかしながら、申立人は申立期間当時、D区に住所を移転しており、A市で国民年金の加入手続きをすることはできなかつたと考えられ、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者になった日」欄が「平成6年7月16日」と記載されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間は未加入期間と推認され、制度上国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成6年9月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、3年1月から4年7月までは時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が

払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から3年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から3年11月まで
私が20歳になった平成元年*月に、母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたと聞いているので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に、その母が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成5年10月頃に払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間のうち元年7月から3年8月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間であるとともに、同年9月から同年11月までの期間は、遡って保険料を納付することが可能な期間であるが、保険料を納付したとするその母は、保険料の納付金額等に関する記憶が明確でなく、申立人自身は加入手続き及び保険料納付に直接関与していないため、当時の納付状況等が不明である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間直後の平成3年12月から5年3月までの国民年金保険料が6年1月27日に過年度納付されている上、申立期間の最後の月である3年11月の保険料は一旦収納されたが時効にかかっていたため、6年3月に還付されていることから、同年1月の時点において、3年11月の保険料は未納であったと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の

保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月及び6年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月
② 平成6年1月から同年3月まで

申立期間①及び②の国民年金加入手続は、会社の担当者が行ってくれたと思う。両申立期間に係る国民年金保険料は、それぞれ平成元年4月頃及び同年6年頃に、自分が銀行で納付したと思うので、当該期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、平成元年3月に、A株式会社（現在は、B株式会社）を退職する際、同社の担当者が加入手続を行ってくれたと思うとしているところ、同社では、当時、社員の国民年金の加入手続を代行していたかについては不明としている上、申立人が当時居住していたC区では、本人の委任状があれば、他人が加入手続を代行することは可能であったとしているが、申立人は、委任状を書いた記憶は無いとしている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成7年3月頃に払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間①は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料の納付書を交付された記憶は無く、納付した金額についても覚えていないとしていることから、保険料の納付状況が不明である。

2 申立期間②について、申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、当時在籍していた株式会社Dの担当者が加入手続を行ってくれたと思うとしているところ、同社の元事業主は、当時、社員の国民年金加入手続を代行していたかについては不明としている上、申立人が当時居住していたC区では、本人の委任状があれば、他人が加入手続を代行することは可能であったとしているが、申立人は、委任状を書いた記憶は無いとしている。

また、申立人から提出された株式会社D作成の平成6年8月22日付けの文書には、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年4月1日から同年1月31日に変更されたことに伴い、社員各自が住民登録している市区町村の国民年金担当部署に行き、国民年金加入手続をしてほしい旨が記載されていることから、社員自身で加入手続を行うことになっていたものと考えられる。

さらに、上記1のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年3月頃に払い出されたものと推認され、申立期間②は遡って国民年金保険料を納付することが可能な期間であるが、申立人は、納付書を交付された記憶は無いとしていることから、保険料の納付状況が不明である。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月

A市役所で、国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料を納付したと思うので、当該期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年4月28日にB株式会社を退職し、同年5月8日にC株式会社に入社したが、同社に入社する前の同年5月1日又は2日に、A市役所で国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、オンライン記録及び雇用保険の記録により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日である同年5月1日に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、A市の国民年金被保険者名簿では、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入となっており、申立期間の保険料を納付していないことが確認できることから、申立人は、同年5月1日又は2日に国民年金の加入手続を行うことはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4887（事案 1064 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 4 月から 14 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月から 14 年 3 月まで
社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の免除記録が確認できないとの回答を得た。申立期間は、A 市役所で国民年金保険料の申請免除手続を行った記憶があるので、当該期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間を含む平成 11 年 4 月から 15 年 4 月までの期間（以下「当初の申立期間」という。）については、国民年金保険料を免除申請し承認されたことを示す関連資料は無く、14 年度及び 15 年 4 月の国民年金保険料の免除申請については、制度上、申立人の主張は整合的でないなどのことから、既に当委員会の決定に基づく 20 年 11 月 7 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当初の申立期間のうち、平成 14 年 4 月から 15 年 4 月までの期間は国民年金保険料の免除申請は行っていなかったとして、当初の申立期間から当該期間を除いた期間を申し立てているが、申立人は申立期間に係る国民年金保険料の免除申請について新たな資料等はないとしており、当委員会において再度調査を行ったが、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請に関する資料等は見当たらない。

また、国民年金の事務処理については、昭和 59 年以降はオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月には基礎年金番号制度が導入され、申立期間において記入漏れや記録誤り等の生じる可能性が極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を全て免除されるには、免除申請を3回行う必要があるが、社会保険事務所がいずれの免除申請も記録しなかったとは考え難い上、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料について免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から平成 2 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から平成 2 年 5 月まで
結婚を契機に、平成 8 年 8 月に A 市役所において国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付したが、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 8 年 8 月に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料として、15 万円から 17 万円くらいを一括納付したとしている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成 8 年 10 月に払い出されたと推認できることから、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月から同年 12 月まで

申立期間について、昭和 61 年 8 月頃、父が A 村役場（現在は、B 市）で私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料は、父が家族の分と一緒に地区の納税組合を通じ納付してくれた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付はその父が行ったとしているところ、その父は「申立人が 20 歳となった昭和 61 年* 月頃は、すぐには国民年金の加入手続をしなかったが、その後 A 村から連絡があり、国民年金の加入手続は A 村役場で行い、申立期間の国民年金保険料は、金額は記憶に無いが遡って郵便局で一括納付をした。」と供述している。しかしながら、その父は、国民年金保険料を納付した時期を記憶しておらず、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期及び平成元年 2 月の国民年金保険料の納付時期から、同年同月又は同年 3 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和 62 年 1 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を平成元年 4 月 25 日に納付していることから、その父はこのことと申立期間の保険料を納付したことを混同している可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 27 日から 34 年 3 月 14 日まで
② 昭和 34 年 3 月 25 日から同年 5 月 1 日まで
③ 昭和 58 年 9 月 27 日から平成 10 年 3 月 18 日まで

申立期間①は、有限会社Aに、申立期間②は、B株式会社に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

また、申立期間③は、C株式会社（現在は、株式会社D）に勤務しており、毎月 37 万円から 43 万円の給与を支給されていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、有限会社Aの同僚の供述により、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、有限会社Aの同僚8人に照会し、7人から回答を得たところ、そのうち3人は、入社したとする約1年後に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが、同社の事業所別被保険者名簿により確認できる上、当該同僚のうちの1人は、「入社後しばらく様子を見てから、社員を厚生年金保険に加入させていた。」としていることから、同社において、入社後、一定の期間は、社員を厚生年金保険に加入させ

ない取扱いであったものと推認される。

また、有限会社Aの元事業主は、申立人の当時の勤務実態を確認できる労働者名簿等の資料及び当時の厚生年金保険料の控除を確認できる賃金台帳等の資料は無いとしており、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない上、同僚からも、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について供述を得られない。

さらに、有限会社Aの事業所別被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得年月日及び喪失年月日は、オンライン記録と一致しており、申立期間①において、申立人の氏名は確認できず、健康保険証の番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、B株式会社の同僚の供述により、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B株式会社の同僚8人に照会し、7人から回答を得たところ、そのうち4人は、入社したとする約2か月後に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが、同社の事業所別被保険者名簿により確認できる上、当該同僚のうちの1人は、「入社後2か月間は見習期間で、社会保険には加入していないと思う。」としていることから、同社において、入社後、一定の期間は、社員を厚生年金保険に加入させない取扱いであったものと推認される。

また、B株式会社の商業登記簿は確認できず、同社の元事業主の所在は不明であることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について、確認することができない上、同僚からも、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について供述を得られない。

さらに、B株式会社の事業所別被保険者名簿には、申立期間②について、申立人の氏名は確認できず、健康保険証の番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、

厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③について、株式会社Dが加入しているE基金及びF組合提出の資料並びにオンライン記録によれば、申立人の同基金及び同組合の標準報酬月額、同社の厚生年金保険の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、株式会社Dでは、申立期間③当時の申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料は無いとしている上、同僚からも、申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額について、供述を得られない。

さらに、申立期間③当時の申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、オンライン記録によると、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額が遡及訂正された形跡は確認できない。

このほか、申立人の申立期間③において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 30 日から 47 年 2 月 1 日まで
昭和 46 年 4 月から 48 年 12 月まで A 事業所に継続して勤務したが、この期間のうち、46 年 8 月 30 日から 47 年 2 月 1 日までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 4 月から 48 年 12 月まで A 事業所において B 職として継続して勤務しており、途中での退職や、職務内容の変更は無かったと主張している。

しかしながら、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に被保険者であった同僚のうち、連絡先の判明した者 20 人に申立人について照会したところ、13 人から回答を得たが申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることはできない。

また、A 事業所は申立期間における従業員の記録を保存しておらず、申立人の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険の被保険者資格取得、喪失の届出並びに保険料の控除の状況について確認することはできない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は昭和 46 年 8 月 30 日に A 事業所に係る被保険者資格を喪失し、47 年 2 月 1 日に資格を再取得しており、当該資格喪失及び再取得がオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 46 年 9 月 10 日付けで社会保険事務所（当時）に健康保険証を返納していることが確認

できる。

このほか、申立人の申立期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 3 月 30 日から 28 年 4 月 1 日まで
② 平成元年 11 月 1 日から 3 年 3 月 1 日まで

学校の紹介でA株式会社に就職し、2年くらい勤務したが、年金事務所の記録では、昭和 27 年 3 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、その後の記録が無い。

また、平成元年から勤務したB工場内のC株式会社（現在は、D株式会社）に係る厚生年金保険の被保険者記録も無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる同僚に照会したところ、二人から回答があったが、申立人の勤務期間及び勤務実態に関する供述は得られない上、当時の事業主は、当該事業所は既に解散しており、資料は無く、申立人の勤務実態及び保険料控除等については不明と回答している。

また、上記被保険者名簿の被保険者資格喪失日の記載内容に不自然な点は無く、オンライン記録とも一致しており、申立期間における健康保険の整理番号には欠番も無い。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録もオンライン記録と一致しており、日本年金機構は、当該台帳以外には、申立人の氏名及び生年月日による台帳は索出できないと回答している。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人が申立事業

所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録では被保険者区分が「短時間」とされており、申立人自身もパート従業員として勤務していたと申述しているところ、事業主は、申立人に係る資料が無いため詳細は不明であるが、申立人が申告した仕事内容から判断すると、パート従業員として採用し、厚生年金保険には加入させていなかった可能性が高い旨回答している。

また、申立事業所に係る同僚照会の結果から追加調査を行ったところ、申立人を記憶し、申立人と同じ業務に就いていた同僚は、申立事業所においては厚生年金保険には加入していなかったと供述しており、オンライン記録においても、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

なお、申立人の子が加入しているE組合によれば、申立人は、昭和63年1月26日から平成22年10月6日まで、同組合に被扶養者として加入していたことが確認できるところ、同組合は当時3年に一度は被扶養者資格の再確認を行っていたと回答している。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。